

土地改良事業の計画について

土地改良事業（団体営農村地域防災減災事業（用排水施設整備事業）井手原地区）の計画の概要を定めるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

（提案理由）

霧島市が土地改良事業（団体営農村地域防災減災事業（用排水施設整備事業）井手原地区）を行うにあたり、計画の概要を定めるものである。

## 土地改良事業計画の概要書

### 第1章 目的

#### 1. 目的

本地区は、霧島市北部に位置し、水稻を基幹作物としている。当該水路は、用排水兼用の水路である。水路構造については、土水路及び素掘り<sup>すい</sup>隧<sup>ずい</sup>道が混在しており、河川沿いの山腹斜面と農地<sup>けいはん</sup>畦<sup>けい</sup>畔<sup>ぱん</sup>沿いに設置されている。急傾斜地であり、土質がシラスのため、降雨のたびに土砂が水路に流入し、度重なる泥ざらい等多大な維持管理労力を要している。

また、近年のゲリラ豪雨や台風等で傾斜面が崩壊し、用排水路の機能が著しく低下し、下流部の農地等に多大な被害を及ぼしている。農地被害及び施設被害の防止を未然に図るため、水路の整備を行うもので、併せて陥没の恐れがあり災害を引き起こす可能性の高い隧<sup>ずい</sup>道については、開削し水路整備を実施する計画である。

#### 2. 受益面積

市町村名	区分		受益区分 (ha)					
	工種別	地目	田	畑	樹園地	道水路	その他	計
霧島市	農業用排水施設整備	現況	12.4	—	—	—	—	12.4
		計画	12.4	—	—	—	—	12.4
	計	現況	12.4	—	—	—	—	12.4
		計画	12.4	—	—	—	—	12.4

### 第2章 地域の所在及び現状

#### 1. 地域の所在及び現状

鹿児島県霧島市横川町中ノ井手原

#### 2. 地形

本地区は、鹿児島県の北部、霧島山脈の南西部に位置する、旧横川町の中山間地域の水田地帯である。

#### 3. 地質及び土壌

主にシラスを母材としており、土壌統区分は川路統に区分される。

#### 4. 気象

本地域の年間平均気温は摂氏15.9℃で、年間平均降水量は2,557mmである。

また、年間降水日数は平均130日であり、無霜期間は3月2日～12月9日までである。

#### 5. 水利状況

当該水路は、土水路及び素掘り樋道が混在し、河川沿いの山腹斜面と農地畦畔沿いに設置されており、排水処理については二箇所の放水工により放水され、末端は万膳川へ一括排水されている。

#### 6. 農地状況

本地区は、中山間地域の河川沿いに形成された水田地帯である。

#### 7. 営農状況

本地区は、水稻を基幹作物とした営農を行っている。

#### 8. 地域環境の状況

本地区は河川沿いの山腹斜面と農地畦畔沿いに用排水路が形成されているが、土水路及び素掘り樋道が混在している。また、急傾斜地に水路があり、土質がシラスのため、降雨のたびに土砂が水路に流入し、度重なる泥さらい等、多大な維持管理労力を要している。

また、近年のゲリラ豪雨や台風等で傾斜面及び素掘り樋道が崩壊し、用排水路の機能が著しく低下し、下流部の農地等に多大な被害を及ぼしている。

### 第3章 基本計画

#### 第1節 計画の要旨

##### 1. 要旨

本地区は、霧島市北部に位置し、水稻を基幹作物としている。当該水路は、用排水兼用の水路である。水路構造については、土水路及び素掘り樋道が混在しており、河川沿いの山腹斜面と農地畦畔沿いに設置されている。急傾斜地であり、土質がシラスのため、降雨のたびに土砂が水路に流入し、度重なる泥さらい等多大な維持管理労力を要している。

また、近年のゲリラ豪雨や台風等で傾斜面が崩壊し、用排水路の機能が著しく低下し、下流部の農地等に多大な被害を及ぼしている。農地被害及び施設被害の防止を未然に図るため、水路の整備を行うもので、併せて陥没の恐れがあり災害を引き起こす可能性の高い樋道については、開削し水路整備を実施する計画である。

以上のことから、早急に本地区の排水の整備を行い、農地・農業施設への被害を未然に防止するために、土留工及び水路工L=837mの整備を行う計画である。

## 第2節 営農計画及び土地利用計画

### 1. 営農計画の概要

本地区は、水稻を基幹作物とした営農を行っている。

農地及び農業用排水施設への被害の発生を抑え、生産性の向上や所得の向上を図りたい。

### 2. 土地利用区分

単位 (ha)

市町村名	区分		受益区分 (ha)					
	工種別	地目	田	畑	樹園地	道水路	その他	計
霧島市	農業用排水施設整備	現況	12.4	—	—	—	—	12.4
		計画	12.4	—	—	—	—	12.4
	計	現況	12.4	—	—	—	—	12.4
		計画	12.4	—	—	—	—	12.4

## 第3節 排水計画

### 1. 排水計画雨量

計画基準雨量		流出率	
雨量	確率	区分	流出率(%)
		山林・原野	
		水田	
		畑	
		宅地・その他	

### 2. 計画排水方式

該当なし

## 第4節 用水計画

系統名	受益面積 (ha)	水源	計画用水量 (m <sup>3</sup> /s)	主要施設	
				事業量	規格構造
井手原用水路	12.4	佃川	0.0514	L=837m	コンクリート二次製品 1.0×1.0~0.45×0.45
小計	12.4			L=837m	

#### 第5節 排水計画

系統名	受益面積 (ha)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	計画排水量 (m <sup>3</sup> /s)	排水方式	主要施設	
					事業量	規格構造
該当なし						
合計	0.0	0.00				

#### 第6節 道路計画

路線名	幅員	構造	延長 (m)	整備内容内訳				付帯施設
				拡幅	改良	新設	既設	
該当なし								
合計								

#### 第7節 客土、暗きょ、その他農用地の改良又は保全

団地名	受益面積 (ha)	種別	主要施設		備考
			事業量	規格構造	
該当なし					

### 第4章 工事又は管理の要領

#### 第1節 工事の内容

##### 1. 農業用排水施設整備

水路工 L=837m

#### 第2節 管理の要領

当該事業で整備した施設は、霧島市及び受益者で管理する。

### 第5章 換地計画の要領

#### 第1節 要旨

該当なし

#### 第2節 基本方針

##### 1. 従前の土地の地積の基準

該当なし

## 2. 農用地集団化の方針

区分 換地区名	地帯別 グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置の 選択方法	1戸当り 目標団地数	区間畦畔の 取り扱い
該当なし				

## 3. 非農用地の換地の方法

区分 換地区名	用途	非農用地区域の 位置の概略	面積 (㎡)	換地の手法	換地取得 予定者
該当なし					

## 4. 土地の評価及び清算の方法

1. 評価の方法 該当なし
2. 清算の方法 該当なし

### 第3節 土地改良法第54条の2第6項に規定する国有地等の編入の承認に係る地積

		市町村有地				計	
		従前地積	換地地積	従前地積	換地地積	従前地積	換地地積
機能交換	道路	該当なし					
	用排水路						
	計						

## 第6章 費用の概算

(単位：千円)

工事費	89,900
事務費	4,400
総工事費	94,300

(平成25年度単価による)

内訳（負担額：千円）

事業工種	事業費	国		県		地元			
						市町村		受益者	
農業用排水 施設整備	88,200	55.00%	48,510	22.50%	19,845	22.50%	19,845		
小計	88,200		48,510		19,845		19,845	—	—
工事雑費	1,700		—		—	100.00%	1,700	—	—
事務費	4,400		—		—	100.00%	4,400	—	—
合計	94,300		48,510		19,845		25,945	—	—

## 第7章 効用

単位：千円

区分	農業用排水施設整備	
	年総効果(便益)額	年増加農業所得額
食料の安定供給の確保に関する効果	△113	330
農業の持続的発展に関する効果	7,208	—
農村の振興に関する効果	—	—
多面的機能の発揮に関する効果	—	—
計	7,095	330
総便益額(現在価値化)	143,611	
総費用(現在価値化)	91,552	
総費用総便益比	1.56	

総費用総便益比＝総便益額（現在価値比）／総費用（現在価値比）

第8章 他の事業との関連 該当なし

## 第9章 計画概要図

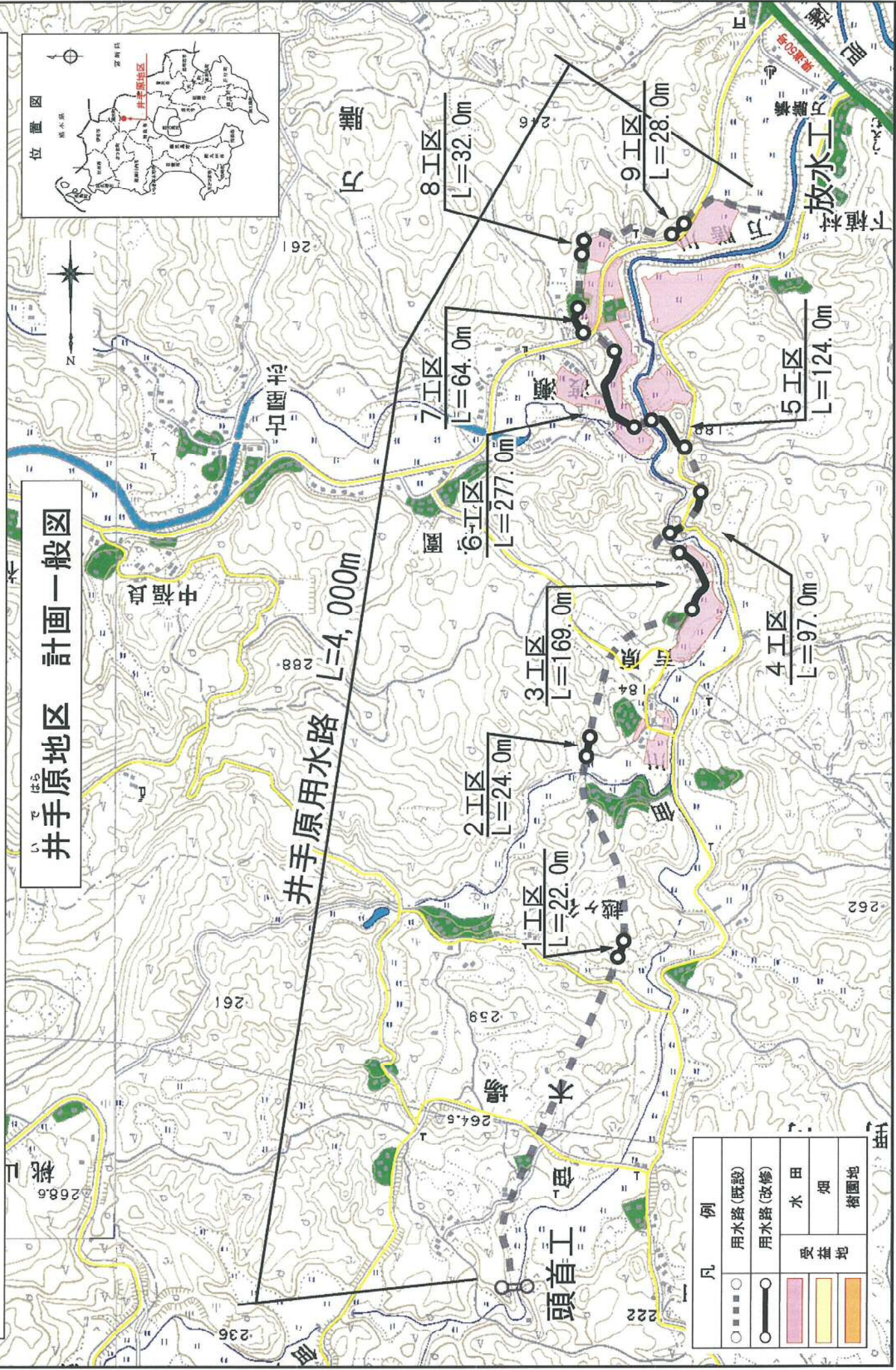
計画平面図参照



# 平成26年度 新規採択希望 団体営農村地域防災減災排水施設整備事業 (用排水施設整備事業)

## 井手原地区 計画一般図

位置図



凡 例	
○	用水路(既設)
●	用水路(改修)
■ (水色)	水田
■ (緑色)	畑
■ (黄色)	受益地
■ (茶色)	樹園地



